

令和5年度 商業者サポートガイド

個店から中小企業まで 商業者の助成制度や金融支援を掲載



頑張る商業者を応援する綾瀬

●起業 創業支援 ⇒P.1～

●助成 制度 ⇒P.3～

●金融 支援 ⇒P.6～

お問い合わせ
綾瀬市商業観光課
電話: 0467-70-5685(直通)
メール: wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp



1. 起 業 ・ 創 業

創業支援等事業計画	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1
特定創業支援等事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2



2. 助 成 制 度

創業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.3
商業者支援事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.4



3. 金 融 支 援

中小企業融資制度	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.6
信用保証料補助・利子補給支援	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.9



1. 起 業 ・ 創 業

綾瀬市 創業支援等事業計画

国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づいて、市内において創業を目指す方への支援に取り組んでいます。

創業支援事業	主な内容	申込・問合せ先
ワンストップ 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 各支援機関で受けられる支援内容のご案内 融資や補助金等、創業に関する制度について 	<ul style="list-style-type: none"> 綾瀬市役所 産業振興部商業観光課 0467-70-5685（直通）
創業相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 創業に関する全般的な相談 事業計画、資金調達に関する相談・ご案内 創業スクールについて 	<ul style="list-style-type: none"> 綾瀬市商工会 0467-78-0606
創業応援窓口	<ul style="list-style-type: none"> 創業に関する全般的な相談 融資や補助金等の資金調達に関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> きらぼし銀行 厚木支店 046-295-1411 商工組合中央金庫 神奈川営業部 045-201-3952
創業応援窓口 ※特定創業 支援等事業 (次項参照)	<ul style="list-style-type: none"> 経営、財務、人材育成、販売方法を含めた創業に必要な知識を習得できる、1ヵ月以上4回以上の継続的なフォロー 創業に関する全般的な相談 融資や補助金等の資金調達に関する相談 <p>対象者：創業を目指す方、創業5年未満の方</p>	<ul style="list-style-type: none"> かながわ信用金庫 長後支店 0466-44-2141 綾瀬支店 0467-84-9900 横浜信用金庫 さがみ野支店 046-232-8311 海老名支店 046-234-5111 湘南台支店 0466-44-1511 神奈川銀行 高座渋谷支店 046-267-9921
創業スクール 体験講座	<ul style="list-style-type: none"> 創業の基礎知識など習得できるプレセミナー <p>開催月：8月 参加費：無料 対象者：創業を目指す方、創業5年未満の方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 綾瀬市商工会 0467-78-0606 <p>※詳細は商工会、市広報・HPでご確認ください。</p>
創業スクール 本講座 ※特定創業 支援等事業 (次項参照)	<ul style="list-style-type: none"> 創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を習得できるスクール <p>開催月：9～10月(各日曜日全5回) 参加費：有料 対象者：創業を目指す方、創業5年未満の方</p>	

特定創業支援等事業

特定創業支援等事業

事業内容	創業に必要な「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する知識が、全て習得できる、継続的な支援を行う事業
綾瀬市特定創業支援等事業	「創業スクール」(綾瀬市商工会) 「創業応援窓口」(かながわ信用金庫、横浜信用金庫、神奈川銀行)

優遇措置

優遇措置について	市で定められた特定創業支援等事業(上記)を「1ヵ月以上にわたり4回以上」受けた創業希望者・創業5年未満の方は、市から証明書を発行されると、つぎの優遇措置を受けることができます	
優遇措置一覧	窓口・制度	優遇措置の内容
	法務局(会社の本店所在地を管轄する局) 法人登記	株式会社を設立をする際に、登記に係る登録免許税が軽減 資本金の0.7%⇒0.35% 最低税額 15万円⇒7.5万円
	日本政策金融公庫 新創業融資制度	「自己資金10分の1以上」という要件が充足したものと して利用可能 (融資実行には、同金融公庫の審査が必要)
	日本政策金融公庫 新規開業資金	貸付利率の引き下げの対象として利用可 (別途、同金融公庫の審査が必要)
	信用保証協会 制度融資 創業関連保証	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が特例により、 前倒して利用可能 通常 創業2か月前⇒特例 事業開始6か月前
優遇措置を受けるには	特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書が必要です 申請書(市HPからダウンロード可)を商業観光課へ提出してください ※証明書は即日発行ではありません <u>支援を受けたことを証明するものであり、優遇措置を受けられることを保証するものではありません</u>	



詳しくはこちら
市HP



まずは、お気軽にお問合せください



2. 助成制度

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金

補助金額	補助対象経費の2分の1以内 上限100万円
募集期間	令和5年5月1日から12月28日まで
対象者	市内で新規創業又は、第二創業を行う者 【新規創業】事業を営んでいない個人が、初めて事業を開始し、又は初めて会社を設立して当該会社の事業を開始することをいう 【第二創業】既に事業を営んでいる個人又は会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、綾瀬市内に新たに会社を設立し事業を開始することをいう
業種	飲食小売業 飲食サービス業 【飲食小売業】 日本標準産業分類 大分類Iのうち中分類58 【飲食サービス業】日本標準産業分類 大分類Mのうち中分類76, 77
補助対象経費	① 建物の賃貸借契約上の6か月分の賃料（不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金などを除く） ただし、補助事業期間内のものに限る ② 新たに開設する事業所の外装、内装、設備に係る工事費用（市内の事業者に発注する費用に限る） ③ 設備の購入に係る費用 ④ 販売の促進に係るパンフレット作成、広告掲載、ホームページ制作など広告宣伝費用
補助対象期間	交付決定日～開店日（最長で当該事業年度の1月31日まで）
審査会	応募があり次第随時開催し、交付事業者を決定します
応募方法	申請書類（市HPからダウンロード可）に記入し、郵送又はメール又は直接商業観光課へ提出 ※申請前にご相談ください
応募及び問い合わせ先	〒252-1192 綾瀬市早川550番地 綾瀬市役所 商業観光課 電話：0467-70-5685（直通） メール:wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp



詳しくはこちら
市HP



まずは、お気軽にお問合せください

商業者支援事業補助金

空き店舗活用事業補助金

補助金額	補助対象経費の2分の1以内 上限50万円
募集期間	令和5年4月1日から令和5年12月28日まで 先着順
対象者	市内の空き店舗を利用して開業か創業する方
業種	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業
補助対象経費	出店する際に必要な経費 ① 工事を伴う改装費 ② 設備購入費 ③ 販売促進に係る広告宣伝費用 ④ 店舗の賃貸借契約上の6月分の賃料（不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金等を除く）
補助対象期間	交付決定日から当該事業年度の1月31日までとする。
申請方法	申請書類（市HPからダウンロード可）に記入し、郵送又はメール又は直接商業観光課へ提出 ※事業開始前（改装開始等前）にご相談ください
申請及び問い合わせ先	〒252-1192 綾瀬市早川550番地 綾瀬市役所 商業観光課 電話：0467-70-5685（直通） メール:wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp

商品開発事業補助金（ばら商品開発事業補助金を含む）

補助金額	補助対象経費の3分の2以内 【商品開発事業補助金】 1商品につき上限10万円 【ばら商品開発事業補助金】 1商品につき上限150万円
募集期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 先着順
対象者	新商品（綾瀬の特色を生かしたもの、ばらにちなんでいるもの）を開発（販売開始から1年以内のもの）した商業者
業種	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業
補助対象経費	新商品の開発に要した経費 ① 新商品の開発に係る原材料費 ② 新商品のパッケージ、ラベル等のデザイン開発（作成）費 ③ マーケティング、調査分析に要する経費 ④ 専門家等の招聘に要する経費 ⑤ 商標登録に要する経費 ⑥ 機械装置、設備類の購入費
補助対象期間	新商品の販売を開始した日の前日までの1年間
申請方法	申請書類（市HPからダウンロード可）に記入し、郵送又はメール又は直接商業観光課へ提出 ※申請前にご相談ください
申請及び問い合わせ先	〒252-1192 綾瀬市早川550番地 綾瀬市役所 商業観光課 電話：0467-70-5685（直通） メール:wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp

販売促進事業補助金

補助金額	補助対象経費の3分の2以内 1事業者につき上限10万円
募集期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 先着順
対象者	主力商品などの広告や看板作成、イベントなどの出店をする事業者
業種	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業
補助対象経費	新商品や主力商品の販売促進に必要な経費 ① 出店経費 ② 広告等宣伝費（チラシ・ポスター・パンフレット作成、タウン紙・新聞掲載等）
応募方法	申請書類（市HPからダウンロード可）に記入し、郵送又はメール又は直接商業観光課へ提出 ※事業開始前（出店や広告作成等前）にご相談ください
応募及び 問い合わせ先	〒252-1192 綾瀬市早川 550 番地 綾瀬市役所 商業観光課 電話：0467-70-5685（直通） メール:wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp

まずは、お気軽にお問合せください



詳しくはこちら
市HP





3. 金融支援

中小企業融資制度

各資金共通事項

融資制度を利用の流れ	① 取扱金融機関（下記）へ相談 ② 金融機関との相談後、必要書類（融資申込書を含む）を商業観光課へ提出 ③ 市で融資要件を確認 ④ 融資要件を確認された後、融資申込書を金融機関へ提出	
対象	中小企業の方 ※資本金3億円以下、従業員300人以下の会社および個人です	
返済期間	運転：5年以内 設備：7年以内	
返済方法	割賦返済(据置期間1年以内)	
取扱金融機関	金融機関名称	支店名
	みずほ銀行	二俣川支店 厚木支店 大和支店
	三菱UFJ銀行	大和支店
	りそな銀行	長後支店 海老名支店
	横浜銀行	大和支店
	静岡銀行	大和支店
	神奈川銀行	高座渋谷支店 桜ヶ丘支店
	静岡中央銀行	綾瀬支店
	きらぼし銀行	厚木支店 海老名支店 さがみ野支店 大和支店 高座渋谷支店
	横浜信用金庫	さがみ野支店 海老名支店 湘南台支店
	神奈川信用金庫	綾瀬支店 長後支店 六会支店 湘南ライフタウン支店
	湘南信用金庫	寒川支店
	平塚信用金庫	海老名支店 桜ヶ丘支店
	城南信用金庫	相模大塚支店 海老名支店 大和支店 湘南台支店
	商工組合中央金庫	横浜西口支店
さがみ農業協同組合	綾瀬支店 綾北支店 綾西支店 綾南支店 早園支店	

小口事業資金

融資要件	市税を完納しており、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる(個人の場合は市内に1年以上居住している)こと
融資限度額	運転：1,000万円 設備：2,000万円
年利	1.6%以内
必要書類	① 綾瀬市中小企業融資申込書（小口事業資金用） ② 市税完納証明書（市役所2階・収納課で取得できます） ③ 借入残高の確認できる書類（残高証明書など） ※既に小口事業資金を利用している方で、融資限度額から融資未償還額を差し引いた額を限度として、さらに融資の申し込みをする場合に必要です ④ 見積書（設備資金の場合に必要） ※車両購入の場合は一定の条件があります
補助制度	信用保証料の2分の1以内 上限10万円 ※別途、信用保証料補助金の申請が必要です

経営安定資金（経営安定型・環境保全型・店舗改装型）

融資要件	<p>① <u>市税を完納しており、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる(個人の場合は市内に1年以上居住している)こと</u></p> <p>② 上記の他に次の場合にご利用できます</p> <p>【経営安定型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 最近3カ月又は6カ月の売上高又は売上総利益の平均が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少している場合 <p>【環境保全型】</p> <p>次のいずれかの資金として活用する場合にご利用できます</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自動車 NOx・PM 法施行令第4条に規定する指定自動車のうち最新規制に適合する車両の購入 ◆ 九都県市指定低公害車の購入 ◆ 公害防除設備の設置、改善 ◆ 環境マネジメントシステムの構築に要する環境負荷低減施設設備の設置、改善 ◆ 環境マネジメントシステムの認証取得に要するコンサルタント料 ◆ その他地域環境の保全に寄与する施設の設置、改善 <p>【店舗改装型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小売業、飲食業（一般飲食店に限る）、サービス業（物品賃貸業、写真業、洗濯業、理容業、美容業に限る）に属する方で、店舗増改築・内装及びこれに伴う設備の改善を行う場合
融資限度額	<p>運転・設備資金の合計で 3,000 万円</p>
年利	<p>1.5%以内</p>
必要書類	<p>① 綾瀬市中小企業融資申込書（経営安定資金用）</p> <p>② 市税完納証明書（市役所 2 階・収納課で取得）</p> <p>③ 借入残高の確認できる書類（残高証明書など）</p> <p>※既に経営安定資金を利用している方で、融資限度額から融資未償還額を差し引いた額を限度として、さらに融資の申し込みをする場合に必要です</p> <p>④ 見積書（設備資金の場合に必要）</p> <p>※車両購入の場合は一定の条件があります</p> <p>⑤ 上記のほかに次の書類が必要です</p> <p>【経営安定型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 経営安定型融資要件調査書 ◆ 財務書類（試算表、売上台帳等、最近3カ月又は6カ月の売上高又は売上総利益の平均が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少していることが確認できるもの） <p>【環境保全型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境保全型融資要件調査書
補助制度	<p>① 信用保証料の2分の1以内 上限10万円</p> <p>※別途、信用保証料補助制度の申請が必要です</p> <p>② 支払い利子の2分の1以内（24カ月以内）</p> <p>※別途、利子補給制度の申請が必要です</p>

創業支援資金

融資要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 市税を完納していること ② 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種であること。 ③ 信用保証協会の創業等関連保証又は創業関連保証の対象者であること。 ④ 上記に加え、次のうちいずれかに該当する方にご利用いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業を営んでいない市内に居住する個人であって、融資を受ける日から1カ月以内に市内で事業を開始する具体的な計画を有する者、又は事業開始後1年を経過していない者 ◆ 事業を営んでいない個人であって、融資を受ける日から2カ月以内に市内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者、又は設立後1年を経過していない会社 ◆ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を実施するため市内に新たに会社を設立（分社化）する具体的な計画を有する者、又は設立後1年を経過していない会社
融資限度額	<p>運転・設備資金の合計で1,000万円</p> <p>※これから創業する個人の方は、自己資金と同額までです</p>
年利	2.0%以内
返済期間	運転：5年以内 設備：7年以内
返済方法	割賦返済(据置期間1年以内)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 綾瀬市中小企業融資申込書（創業支援資金用） ② 国税及び都道府県税並びに市区町村税の滞納がないことが確認できる書類（綾瀬市に係る各に書類は市税完納証明書※市役所2階・収納課で取得できます） ③ 信用保証協会に提出する事業計画書の写し ④ 見積書（設備資金の場合に必要） ※車両購入の場合は一定の条件があります ⑤ 上記のほかに次の書類が必要です 【これから事業を始める方】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民票 ◆ 開業する事務所等の所在地が確認できるもの(賃貸借契約書等) ※確定している場合 【事業開始後1年未満の法人】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 履歴事項全部証明書 【事業開始後1年未満の個人】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民票 ◆ 個人事業の開業届出書の写し
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 信用保証料の2分の1以内 上限10万円 ※別途、信用保証料補助制度の申請が必要です ② 支払い利子の2分の1以内（24カ月以内） ※別途、利子補給制度の申請が必要です

まずは、お気軽にお問合せください



詳しくはこちら
市HP



信用保証料補助・利子補給支援

中小企業信用保証料補助制度

中小企業融資制度を利用される際に、神奈川県信用保証協会へ支払われた保証料の一部を補助します

補助対象融資制度	市制度融資（綾瀬市中小企業融資制度） ◆ 小口事業資金 ◆ 経営安定資金 ◆ 創業支援資金
補助金額	信用保証料の2分の1以内 上限10万円
申請期間	令和5年4月3日から随時受付（単年度）
ご利用の流れ	① 市の融資制度を利用し、保証料を信用保証協会へ支払う ② 保証料支払日から1年以内に、信用保証料補助金交付申請書類に必要事項を記入し、商業観光課にて補助金交付申請を行う ③ 市から補助金交付決定通知が届き、後日補助金が申請時に指定した口座へ振り込まれる
補助金の返還	◆ 信用保証料補助金の交付を受けた融資を「繰上返済」や「借り換え」を行い信用保証料が返戻された場合、補助金全額又は一部を返還していただくことがあります。 ◆ 借換により、信用保証協会において旧融資の信用保証料の返戻分を新たな融資の信用保証料に充当される場合でも返戻されたとみなします。 ◆ 補助金の返還が必要な場合は、商業観光課より連絡をいたします。

まずは、お気軽にお問合せください



※信用保証制度につきましては
信用保証協会ホームページをご覧ください



中小企業融資利子補給金

市の指定する融資を利用された方に対して、金融機関へ支払われた利子の一部を補助します

補助対象融資制度	<p>① 市制度融資（綾瀬市中小企業融資制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 経営安定資金 ◆ 創業支援資金 <p>② 県制度融資（神奈川県中小企業融資制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 経営安定資金（売上・利益減少対策融資） ◆ 中小企業制度融資実施要領第 13 項の規定に基づく特別資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠） ・ 新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠） ・ かながわイノベーション戦略的支援融資 <p>※実質無利子・無担保融資については対象外となります</p>
補給金額	<p>1月1日から12月31日までの期間に支払った、利子の合計額が対象</p> <p>市制度融資：1/2以内 県制度融資：1/4以内</p>
補給期間	融資を受けた日から起算して24箇月以内
申請期間	令和6年1月4日から1月31日まで
申請の流れ	<p>① 12月（11・12月に融資を受けた方は翌年1月）に、対象者となる事業者へ申請書類を送付</p> <p>② 融資を受けている金融機関にて発行される利子支払い証明書を用意</p> <p>③ 必要書類を揃えて、商業観光課へ提出</p>

まずは、お気軽にお問合せください



詳しくはこちら
市HP



マル経融資利子補給金

日本政策金融公庫のマル経融資（経営改善貸付）を利用された方に対して、支払われた利子の一部を助成します

補助対象融資制度	① 日本政策金融公庫 ◆ マル経融資（経営改善貸付）
補助対象者	小規模事業者 ※小規模事業者とは 従業員数（常時） 商業・サービス業：5名以下 製造業その他：20名以下
補給金額	1月1日から12月31日までの期間に支払った、利子の合計額の1/2以内
補給期間	約定利子を支払った最初の日が属する月から24箇月以内
申請期間	令和6年2月1日から2月29日まで
申請の流れ	④ 1月に綾瀬市商工会から対象となる事業者へ申請書類を送付 ⑤ 日本政策金融公庫が発行する利子支払い証明書を用意 ⑥ 必要書類を揃えて、商業観光課へ提出

まずは、お気軽にお問合せください

お問い合わせ
綾瀬市商業観光課
電話：0467-70-5685（直通）
メール：wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp